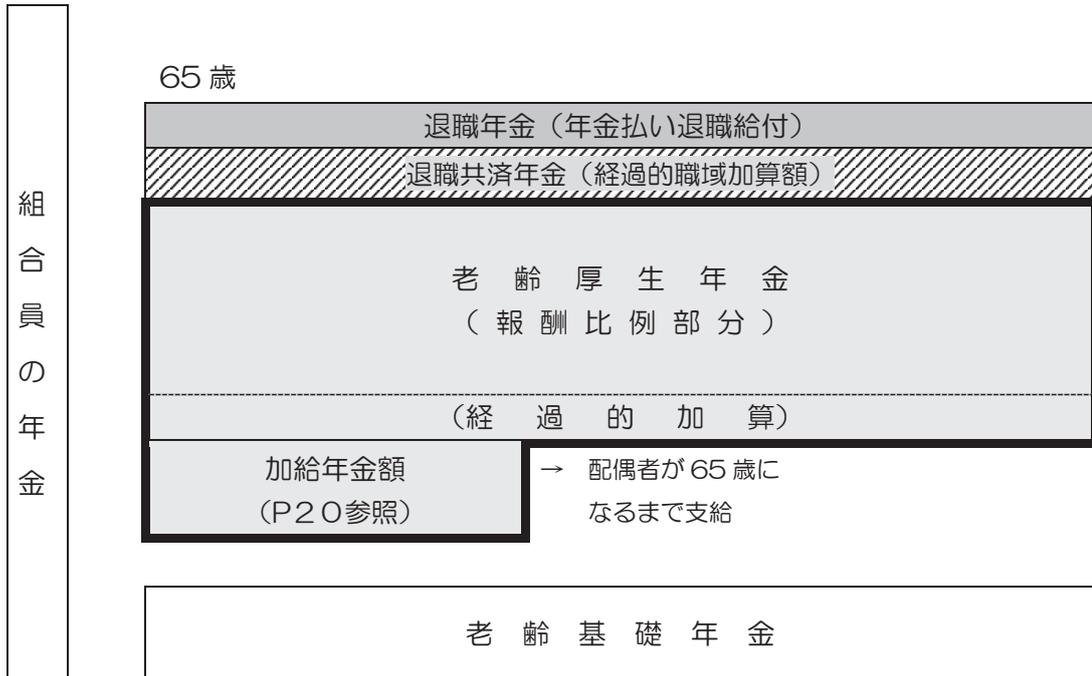


6

老齢厚生年金の基本的構図

(生年月日が昭和36年4月2日以降生まれ者)



※ 網掛部分は共済組合から、「老齢基礎年金・振替加算」は日本年金機構から支給される。

※ 振替加算は、組合員が加給年金額(配偶者の分)を受給していた場合に支給される。

ただし、配偶者の加入期間等が20年以上の老齢厚生年金、退職共済年金などの受給権者でないこと。

振替加算額=224,700円(令和3年度)×配偶者の生年月日に応じた率

配偶者の生年月日	率	配偶者の生年月日	率
昭 19.4.2~昭 20.4.1	0.520	昭 28.4.2~昭 29.4.1	0.280
昭 20.4.2~昭 21.4.1	0.493	昭 29.4.2~昭 30.4.1	0.253
昭 21.4.2~昭 22.4.1	0.467	昭 30.4.2~昭 31.4.1	0.227
昭 22.4.2~昭 23.4.1	0.440	昭 31.4.2~昭 32.4.1	0.200
昭 23.4.2~昭 24.4.1	0.413	昭 32.4.2~昭 33.4.1	0.173
昭 24.4.2~昭 25.4.1	0.387	昭 33.4.2~昭 34.4.1	0.147
昭 25.4.2~昭 26.4.1	0.360	昭 34.4.2~昭 35.4.1	0.120
昭 26.4.2~昭 27.4.1	0.333	昭 35.4.2~昭 36.4.1	0.093
昭 27.4.2~昭 28.4.1	0.307	昭 36.4.2~昭 41.4.1	0.067

7

年金額の基本算式

年金額は、平成 15 年 3 月 31 日までは組合員として在職した期間とその間の『平均給料月額』を基礎として計算していましたが、平成 15 年 4 月 1 日から総報酬制が導入され、平成 15 年 3 月 31 日までの『平均給料月額』と、平成 15 年 4 月 1 日以降から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間と給料及び期末手当等を含めたその間の『平均給与月額』と平成 27 年 10 月以降の被保険者期間と標準報酬月額と標準期末手当等を含めた『平均標準報酬額』を基礎として計算します。

退職共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額×生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数

+

老齢厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の
平均給与月額×生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数

+

③平成 27 年 10 月 1 日以降の被保険者期間 (C)の**平均標準報酬額**
× 生年月日に応じた給付乗率 × Cの月数

- 生年月日に応じた給付乗率(昭和 21 年 4 月 2 日以降生まれ・経過措置の率)

期 間	老齢厚生 年金部分	経過的職域加算額	
		20 年以上	20 年未満
平成 15 年 3 月 31 日以前の期間	7.50/1000	1.50/1000	0.75/1000
平成 15 年 4 月 1 日以降の期間	5.769/1000	1.154/1000	0.577/1000

《参考》ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険の加入者に、年金加入記録を確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

被用者年金制度の一元化に伴い、「ねんきん定期便」として、毎年1回、誕生月に組合員の方へお送りしています。(年金待機者の方へは原則として日本年金機構または日本私立学校振興・共済事業団から送られます。)

※ 実施機関間の情報交換等の状況により、誕生月に発送できず、情報が整備された月以降に発送する場合がありますのでご了承ください。

●「ねんきん定期便」の表示内容

(見本) 節目年齢以外の方(はがき) 50歳以上の場合

料金後納郵便

親展

101-0064
東京都千代田区神田駿河台
2-9-5

公立 太郎 様

2-8MS42K0000001#

大切なお知らせ

ねんきん定期便です

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
http://www.kouritu.go.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時から午後5時30分まで
※お急ぎの電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。
※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするための録音させていただきます。ご了承くださいませようお願いします。
➡ **両面を、ゆっくりとはがして、ご確認ください**
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。		
1234567890						

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
93 月	55 月	148 月	0 月			
厚生年金保険 (b)						
一給厚生年金				厚生年金保険 計		
181 月	67 月	0 月	248 月			

①「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以前の国民年金保険料の納付期間の月数を合算して表示しています。
②「d」欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この所算加入納付期間の月数は参考であり、年金を請求するときには正確な月数を確認する必要があります。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)

受給開始年齢	61 歳～	64 歳～	65 歳～	
(1) 国民年金	老齢基礎年金 686,758 円			
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	
	(報酬比例部分)	390,744 円	390,744 円	390,744 円
	(定額部分)	円	円	264 円
	経済的加算部分	円	円	円
一般厚生年金期間	円	円	円	
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	299,193 円	299,193 円	
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	円	137 円	
(1)と(2)の合計	390,744 円	705,354 円	1,392,513 円	

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、60歳を越えて加入している場合は加入実績に基づき計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
②受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間を有している場合、既に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、私学共済厚生年金期間はお近くの私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
③国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
④平成27年9月までの加入記録に代った改正前の国民年金保険料徴収定額引当額等共済組合による経過措置加算額(共済年金) ※を含めて表示しています。
⑤被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の遺族共済年金(給付共済年金)の金額は、老齢厚生年金の給付率率と同等で計算した金額に、別に定められた給付率率を用いて計算した金額を加算したものとされており、この加算額を「給付共済年金」としています。被用者年金一元化により年金の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「給付共済年金」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間(平成27年9月以前)については別途「経過措置加算額(共済年金)」として当共済組合等から支給されます。
⑥上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

「ねんきん定期便」については、公立学校共済組合本部へお問い合わせください。

〈Tel 03-5259-1122 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時30分まで〉

8

加給年金額

(1) 受給要件

老齢厚生（退職共済）年金、障害厚生（障害共済）年金（障害等級が1級又は2級の場合）の被保険者が受給権を取得した当時、被保険者期間が20年以上（※）あり、その者に生計を維持されている次の要件を満たす者がある場合に、加給年金額が加算されます。

年収が850万円未満又は所得金額が655万5千円未満であること （受給権を取得したときには850万円以上であっても、その後5年以内に 定年退職により850万円未満になることが確実であるとき（定年条例等が必要））	
配偶者	65歳未満の配偶者
子	18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子
	20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子 《障害等級については、実施機関（共済組合）が認定する。》

- （※）・2以上の種別の被保険者期間がある場合は合算して加給年金額の加算要件とする。
・障害厚生（共済）年金は除く。

(2) 加給年金額【令和3年度】

① 配偶者 224,700円

・配偶者に係る加給年金額の特例（*障害厚生（障害共済）年金には適用しない。）

年金受給者の生年月日	特例加算額	加給年金額
昭和18年4月2日以降	165,800円	390,500円

② 子 224,700円（3人目からは1人につき74,900円）

（*障害を事由とする場合、子に係る加給年金額は障害基礎年金に加算される。）

(3) 加給年金額の支給停止

加給年金額加算対象配偶者が老齢厚生年金、退職共済年金、障害厚生年金などを受けているときは、加給年金額の支給が停止されます。（老齢厚生年金、退職共済年金は、加入期間が20年以上の場合原則支給停止となる。）

(4) 加給年金額の消滅

① 配偶者が65歳に達したとき

② 子が18歳に達した日の属する年度末に達したとき

（その子が障害等級の1級または2級に該当するときは、20歳に達したとき）

③ 配偶者又は子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき

④ 配偶者又は子が死亡したとき

⑤ 配偶者と離婚したとき など

（*③～⑤に該当した場合は当共済組合本部へ速やかに連絡・手続きをすること。①②の場合は不要。）

(5) 加給年金額対象者の調査（初回）

老齢厚生年金請求時に、配偶者等に関する調査も同時に行われます。

9

障害厚生（共済）年金

障害厚生（共済）年金とは、被保険者（組合員）である期間中に初診日がある傷病により、一定の障害状態となったことが認められる場合に支給される年金です。

障害厚生（共済）年金は、在職中でも申請することができます。

※平成 27 年 10 月 1 日以降に受給権が発生するものは障害厚生年金となります。

(1) 受給要件

受給要件 1 または受給要件 2 のいずれかを満たしていることが必要です。

＜受給要件 1＞ **障害認定日請求**（障害認定日時点で受給権発生）

以下のすべてを満たしていること

- 初診日において被保険者（組合員）であること
- 障害認定日（※1）において障害等級の 1 級から 3 級のいずれかに該当する程度の障害状態にあること
- 初診日が属する月の前々月までの公的年金の加入期間の 3 分の 2 以上の期間について保険料納付又は免除されていること。又は、初診日の前日において 65 歳未満で、初診日の前々月までの 1 年間に未納期間がないこと（※2）

（※1）初診日から 1 年 6 月を経過した日。ただし、初診日から 1 年 6 月を経過する前に、症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき、又は下記の状態に該当したときは当該状態に至った日が障害認定日となる。

	傷病の状態	障害認定日
1	上肢または下肢の切断又は離断	切断又は離断した日
2	人工骨頭又は人工関節の挿入あるいは置換	挿入あるいは置換した日
3	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁の装着	装着した日
4	人工透析療法の施行	透析開始から 3 か月を経過した日
5	人工肛門の造設あるいは尿路変更術の施行	造設あるいは施行から 6 か月を経過した日
	新膀胱の造設	造設した日
6	喉頭の全摘出	全摘出した日
7	在宅酸素療法の施行	在宅酸素療法を開始した日
8	脳血管疾患による機能障害 （医学的に機能回復が望めない場合等）	初診日から 6 か月を経過した日
9	心臓の移植、人工心臓又は補助人工心臓の装着	移植又は装着した日
10	心臓再同期医療機器（CRT）又は除細動器機能付き 心臓再同期医療機器（CRT-D）の装着	装着した日
11	人工血管（ステントグラフトを含む）の挿入置換 （胸部大動脈解離、胸部大動脈瘤によるもの）	挿入置換した日
12	遷延性植物状態	状態に至った日から 3 か月を経過した日以降

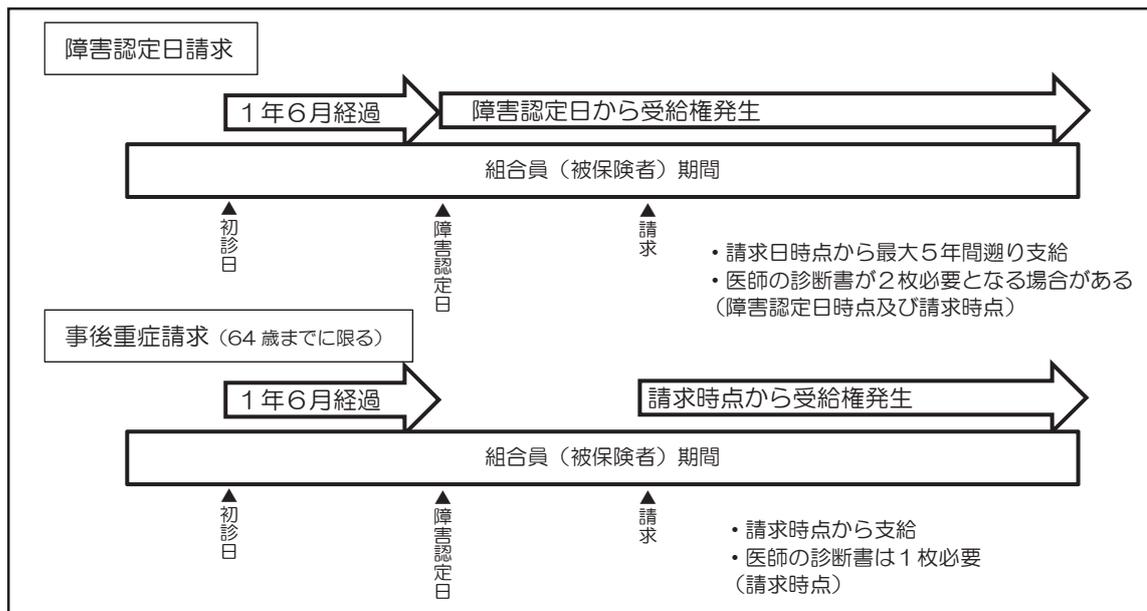
（※2）当該要件は障害厚生年金のみ

＜受給要件2＞ **事後重症請求**（請求のあった時点で受給権発生）

以下のすべてを満たしていること

- 初診日において被保険者（組合員）であること
- 障害認定日において障害等級の1級から3級のいずれかに該当する程度の障害状態になかったこと
- 障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級の1級から3級のいずれかに該当する程度の障害状態となり、かつ請求があったこと
- 初診日が属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料納付又は免除されていること。又は、初診日の前々月までの1年間に未納期間がないこと(※3)

(※3) 当該要件は障害厚生年金のみ



(2) 年金額の基本算式

障害共済年金（経過的職域加算額）＝

$$\text{①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の平均給料月額} \\ \times 1.425/1000 \times 100/100(\text{注 1}) \times \text{A の月数}(\text{注 2})$$

+

$$\text{②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の} \\ \text{平均給与月額} \times 1.096/1000 \times 100/100(\text{注 1}) \times \text{B の月数}(\text{注 2})$$

+

障害厚生年金（報酬比例部分）＝

$$\text{①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の平均給料月額} \\ \times 7.125/1000 \times 100/100(\text{注 1}) \times \text{A の月数}(\text{注 2})$$

+

$$\text{②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の} \\ \text{平均給与月額} \times 5.481/1000 \times 100/100(\text{注 1}) \times \text{B の月数}(\text{注 2})$$

+

$$\text{③平成 27 年 10 月 1 日以降の被保険者期間(C)の平均標準報酬額} \\ \times 5.481/1000 \times 100/100(\text{注 1}) \times \text{C の月数}(\text{注 2})$$

+

加給年金額（P20 参照）

(注1) 2級又は3級のとき。(1級は125/100)

(注2) 組合員期間の月数(A+B)と被保険者期間(C)が300月(25年)未満のときは、300月とみなして計算する。

<注意！>

- ・障害認定日が属する月後の組合員期間は額の算定の基礎となる組合員期間としない。
- ・経過的職域加算額は、初診日が平成27年10月1日以降の場合は支給されない。

(3) 手続き

① 請求先

初診日において加入していた実施機関に対し請求します。

※ワンストップサービス(P36)対象外

② 手続き書類

申請には医師の診断書をはじめ、各種書類が必要です。必要となる書類は状況により異なりますので、支部事務局年金グループ(P38)までお問い合わせください。

(4) その他

- ・平成27年10月以降は、障害厚生年金及び障害共済年金は、在職中でも一部又は全部が支給されます。ただし、経過的職域加算額は組合員である間支給停止となります。
- ・障害等級が1級又は2級のとき、保険料納入要件を満たしている場合、障害基礎年金が併給されます。(P14参照)
- ・障害厚生年金又は障害共済年金を受給している者が傷病手当金を受給することとなった場合、併給調整されます。
- ・認定事例の多い傷病例としては以下のとおりです。(あくまで例であり、これ以外の傷病でも一定の障害状態にあることが認められる場合は受給することができます)

- ・股関節症・リウマチ(等による人工関節装着)
- ・心不全(等によるペースメーカー、ICD、人工弁装着)
- ・精神疾患(うつ病、統合失調症等)
- ・腎不全(等による人工透析療法施行)
- ・事故や脳血管疾患(等による高次機能障害、肢体麻痺、肢体欠損)
- ・視覚・聴覚障害
- ・直腸癌(等による人工肛門装着)、その他悪性新生物(癌)

(1) 受給要件

厚生年金の被保険者又は被保険者であった者が、次の①から④までのいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている者が、死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間)が25年以上ある者が死亡したとき

※ ①・②については、国民年金の保険料納付要件(3分の2又は直近1年納付)が必要

「遺族」とは
被保険者または被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた者

- ・ 「生計を維持していた者」とは、将来にわたって850万円(所得が655万5千円)以上の収入を得る見込みのない者。

「遺族の順位」は

第1：配偶者と子 第2：父母 第3：孫 第4：祖父母

- ・ 「子及び孫」とは、次のいずれかに該当し、婚姻していない者
 - ①18歳に達する日の属する年度末までの間にある者
 - ②1級又は2級の障害の状態にある20歳未満の者
- ・ 「夫・父母・祖父母」とは、55歳以上の者で、60歳から支給開始(夫が遺族基礎年金受給の場合は除く)。

(2) 年金額の基本算式

- ① (1)受給要件の①、②又は③に該当するとき

遺族共済年金(経過的職域加算額) =

①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の平均給料月額
× 1.425/1000 × Aの月数(注) × 3/4

+

②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)の
平均給与月額 × 1.096/1000 × Bの月数(注) × 3/4

+

遺族厚生年金(報酬比例部分) =

①平成15年3月31日までの組合員期間(A)の平均給料月額
× 7.125/1000 × Aの月数(注) × 3/4

+

②平成15年4月1日から平成27年9月30日までの組合員期間(B)
の平均給与月額 × 5.481/1000 × Bの月数(注) × 3/4

+

③平成27年10月1日以降の被保険者期間(C)の平均標準報酬額
× 5.481/1000 × Cの月数(注) × 3/4

(注) 組合員期間の月数(A+B)と被保険者期間(C)が300月(25年)未満のときは、300月とみなして計算する。

② (1)受給要件の④に該当するとき

遺族共済年金（経過的職域加算額）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 × 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数 ×3/4

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の**平均給与月額**× 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数×3/4

+

遺族厚生年金（報酬比例部分）＝

①平成 15 年 3 月 31 日までの組合員期間(A)の**平均給料月額**
 × 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Aの月数 ×3/4

+

②平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間(B)の**平均給与月額**× 死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Bの月数×3/4

+

③平成 27 年 10 月 1 日以降の被保険者期間(C)の**平均標準報酬額**
 ×死亡した者の生年月日に応じた給付乗率 × Cの月数 ×3/4

③ 受給権者が 18 歳未満の子のいない妻の場合の加算額【令和 3 年度】

ア 40 歳以上 65 歳未満の妻の場合（中高齢寡婦加算）

65 歳に達するまで、上記の基本算式①又は②により算定した額に 585,700 円を加算する。（受給要件④に該当する場合は、算定の基礎となる被保険者期間が 20 年以上である者に限る。）

イ 65 歳以上の妻の場合（経過的中高齢寡婦加算）

中高齢寡婦加算の額は、受給権者である妻が 65 歳に達すると加算されなくなりますが、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの受給権者である妻が、65 歳に達した時、次の算式により経過的中高齢寡婦加算の額が加算されることとされています。

中高齢寡婦加算の額	－	〔老齢基礎年金の定額 × 妻の生年月日に応じた乗率〕
(585,700 円)		(780,900 円) (* 表参照)

*経過的中高齢寡婦加算の額を算定するための「妻の生年月日に応じた乗率」

生年月日	乗率	生年月日	乗率	生年月日	乗率
昭 19.4.2~20.4.1	216/480	昭 23.4.2~24.4.1	264/480	昭 27.4.2~28.4.1	312/480
昭 20.4.2~21.4.1	228/480	昭 24.4.2~25.4.1	276/480	昭 28.4.2~29.4.1	324/480
昭 21.4.2~22.4.1	240/480	昭 25.4.2~26.4.1	288/480	昭 29.4.2~30.4.1	336/480
昭 22.4.2~23.4.1	252/480	昭 26.4.2~27.4.1	300/480	昭 30.4.2~31.4.1	348/480

(3) その他

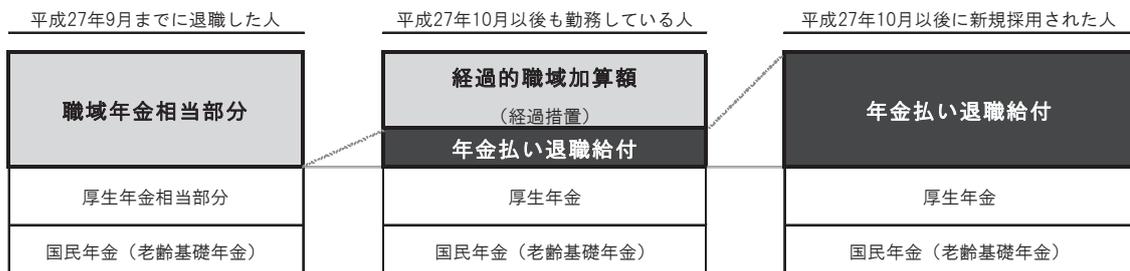
- ① 遺族が子のある配偶者又は子の場合は、遺族基礎年金が併給される。(P14 参照)
- ② 30 歳未満の子のない妻は、5 年間のみ支給となる。
- ③ 配偶者などの先順位者が失権した場合、次順位者への支給はない。

共済年金の3階部分(職域相当部分)を廃止し創設された年金給付

平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統一されたことから、厚生年金にない公務員独自の給付である3階部分の「職域年金相当部分」は廃止され、新たな3階部分として『退職等年金給付(年金払い退職給付)』が創設されました。

平成27年9月までの組合員期間については、経過措置としてこれまでの「職域年金相当部分」を支給し、平成27年10月以降の期間については「退職等年金給付」が支給されます。

「職域年金相当部分」の経過措置⇒「経過的職域加算額」



(1) 『退職等年金給付』(年金払い退職給付)の種類

① 退職年金

- 1年以上引き続き組合員期間を有する者が退職後、65歳に達したとき(組合員である場合を除く)。又は、65歳に達した日以後に退職したときに支給。
- 支給開始は原則65歳から。60歳からの繰上げ(減額措置あり)、66歳以降への繰下げ受給も可能。
- 一元化前の「職域年金相当部分」の支給方法(すべて終身年金)とは異なり、半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給。
- 有期退職年金は、20年間の支給を基本としているが、10年間又は一時金として一括受給も可能。

年金払い退職給付

●有期退職年金 1/2

●終身退職年金 1/2

- ①受給方法の選択
- ・20年間または10年間で受給する
 - ・一時金で受給する

②本人死亡の場合、残額は遺族へ支給する

本人死亡の場合は消滅

- 年金受給者本人が死亡した場合、有期退職年金の残余年数があるときは、その遺族に一時金で支給。終身退職年金については、死亡の時点で受給権が消滅。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。

② 公務障害年金

- 公務による傷病により障害の状態になった者に、障害の状態である間支給。
- 支給水準は従来と同様。

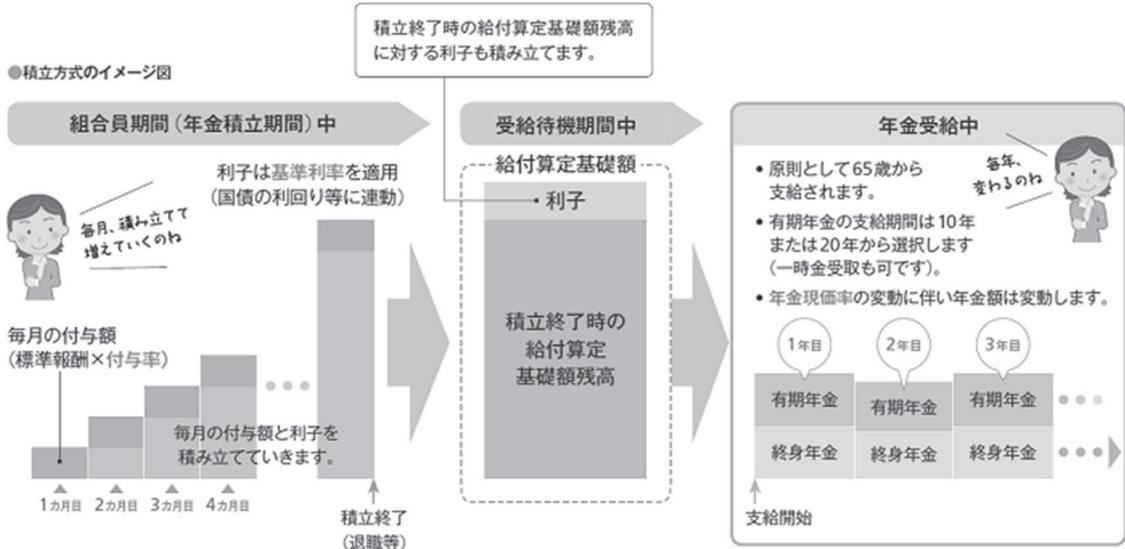
③ 公務遺族年金

- 公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに支給。
- 支給水準は従来と同様。

※②③通勤災害による場合は、対象になりません。

(2) 保険料の積立と給付のしくみ

年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料(掛金)で積み立てる「積立方式」による給付です。



《参 考》 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の創設に伴い、「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」が毎年7月頃本部から送られています。令和3年度は、組合員及び平成27年10月以降の組合員期間がある年金待機者(令和2年度に退職した方及び節目年齢(35歳、45歳、59歳、63歳)になられた方)を対象に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」が圧着ハガキで送付されています。年金払い退職給付は、個人毎に給与や賞与から控除される掛金と事業主負担金を利子とともに毎月積み立てています。その積立状況がこの通知書で確認できます。

付与額
毎月の給与や賞与から控除される掛金と事業主負担金の合計額です。
現在の保険料率 1.5% = 組合員掛金率 0.75% + 事業主負担金率 0.75%

給付算定基礎額等合計
この残高が、将来受給する年金の原資となります。

●●● 実際に給付額を計算してみましょう! ●●●
給付算定基礎額 400,000 円の方が、有期退職年金 20 年を選択した場合(受給開始年齢 65 歳)

- 給付算定基礎額 × 1/2 (注1) ÷ 有期年金現価率 (注2) (注3)
= 有期退職年金
400,000 円 × 1/2 ÷ 20.000000 = 10,000 円 (100 円未満四捨五入)
 - 給付算定基礎額 × 1/2 (注1) ÷ 終身年金現価率 (注3)
= 終身退職年金
400,000 円 × 1/2 ÷ 23.033747 = 8,700 円 (100 円未満四捨五入)
- ⇒ 年金額 ① + ② = 18,700 円(年額)

(注1) 組合員期間が10年未満の場合は、1/4になります。
(注2) 20年の場合=20.000000、10年の場合=10.000000
(注3) 毎年10月に改定されます。

(入金) 期月	①標準報酬月額	②付与額	③利 息	④給付算定基礎額残高
前年度末				422,489
4月	280,000	4,200	21	426,710
5月	280,000	4,200	21	430,931
6月	602,000	9,030	21	439,982
7月	280,000	4,200	22	444,204
8月	280,000	4,200	22	448,426
9月	280,000	4,200	22	452,648
10月	280,000	4,200	0	456,848
11月	280,000	4,200	0	461,048
12月	602,000	9,030	0	470,078
1月	280,000	4,200	0	474,278
2月	280,000	4,200	0	478,478
3月	280,000	4,200	0	482,678
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤前年度末	422,489			
⑥付与額累計	60,060	-	-	
⑦利息額累計	129			
⑧合 計	482,678			
⑨給付算定基礎額等合計	482,678			
⑩年金払い退職給付加入期間	5年6月			
⑪付与率	令和2年4月 ~ 令和3年3月 1.500 %			
⑫標準利率(年率)	令和2年4月 ~ 令和2年9月 0.060 % 令和2年10月 ~ 令和3年3月 0.000 %			